

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費  
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 967,636 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)  
 が充てられる社会保障施策に要する経費 9,535,563 千円

○社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	令和4年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財源 化分の地方消 費税交付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援給付 事業費	2,197,679	1,632,984	0	0	121,134	443,561
	3	1	2	障害者地域生活支援 事業費	77,834	18,351	0	3,125	12,090	44,268
	3	1	3	高齢者福祉事業費	156,526	0	0	58,243	21,083	77,200
	3	2	1	児童福祉法施行事務 費	2,289,861	1,568,466	0	90,763	135,279	495,353
	3	2	2	児童扶養手当対策費	240,710	79,933	0	0	34,489	126,288
	3	2	3	妊産婦医療助成費	16,232	8,340	0	0	1,693	6,199
	3	2	3	ひとり親家庭医療助 成費	18,879	9,883	0	0	1,930	7,066
	3	2	5	放課後児童健全育成 事業費	303,351	199,226	0	0	22,336	81,789
	3	3	2	生活保護費	1,204,556	912,257	0	1,200	62,445	228,654
小 計					6,505,628	4,429,440	0	153,331	412,479	1,510,378
社会保険	3	1	1	保険基盤安定制度費	317,006	237,753	0	0	17,001	62,252
	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	164,580	0	0	0	35,305	129,275
	3	1	1	介護保険特別会計繰 出金	1,151,871	48,617	0	8,300	234,882	860,072
	3	1	3	後期高齢者医療事業 費	899,480	133,608	0	0	164,290	601,582
小 計					2,532,937	419,978	0	8,300	451,478	1,653,181
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	15,823	1,135	0	471	3,050	11,167
	4	1	1	妊産婦健康診査費	39,557	2,050	0	0	8,046	29,461
	4	1	1	地域医療費	86,189	355	0	0	18,413	67,421
	4	1	2	予防接種費	216,262	3,350	0	0	45,672	167,240
	4	1	2	健康診査費	139,167	5,344	0	974	28,498	104,351
小 計					496,998	12,234	0	1,445	103,679	379,640
合 計					9,535,563	4,861,652	0	163,076	967,636	3,543,199

- ・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。
- ・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。
- ・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。